



## 36 協定等の本社一括届出について

総合講義テキスト / 212頁、347頁

令和7年3月28日基発0328第7～9号

時間外・休日労働に関する労使協定（36協定）は、事業場単位で締結し、当該事業場を管轄する所轄労働基準監督署長に届け出ることが原則である。

このことについて、複数の事業場を有する企業において、いわゆる本社機能を有する事業場（以下「本社」という。）の使用者から、本社及び当該企業の本社以外の事業場に係る協定について一括して届出が行われた場合には、各事業場の所轄署長に届出がなされたものとして取り扱って差し支えないこととされた。この場合、本社所轄の労働基準監督署を経由して、本社以外の各事業場の所轄労働基準監督署長に届け出ることとなる。

同趣旨の改正が1年単位の変形労働時間制に関する協定及び就業規則の届出についても行われている。

### 36 協定の本社一括届出

#### 1. 要件

書面又は電磁的記録媒体による届出を行う場合、次の要件を満たす場合には、各事業場の36協定を、本社の使用者が一括して届け出ることができる。

- (1) 各事業場の過半数で組織する労働組合が本社と同一であること。
- (2) 本社と協定の内容が同一であること（「同一」とは、「労働保険番号」「事業の種類」「事業の名称」「事業の所在地（電話番号）」「労働者数（満18歳以上の者）」「協定の成立年月日」以外の事項が同一であることをいう）。
- (3) 本社を含む事業場数に対応した部数の協定並びに各事業場の名称、所在地及び所轄署長名を記載した一覧表を添付し、本社の所轄署長に届けること。

※なお、労働条件ポータルサイトを利用して電子申請を行う場合、一定の様式については、本社及び協定の内容が本社と同一である事業場だけでなく、協定の内容が本社とは異なる事業場についても一括して届出を行うことが可能である。

#### 2. 留意事項について

協定の締結に当たっては、各事業場の実態に即して労働時間を延長して労働させることができる時間数又は労働させることができる法定休日の日数等（以下「延長時間等」という。）を設定する必要があることから、単に各協定の内容を同一とすることを目的として、各事業場における実態によらずして延

長時間等を定めることは望ましくないものであること。